

本件事故当時、千葉県から大熊町の実家に帰省中であった申立人が、本件事故による避難費用及び実家に置いてきた財物(旅行カバン等)損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間の損害について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

期 間 自 平成23年 3月11日  
至 平成23年 3月17日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、精神的損害及び旅行カバン等の財物損害について、和解金として金12万円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる期間の損害については、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月10日

(仲介委員長 嘉村 孝、 仲介委員 伊藤嘉健、 同 永山在浩)